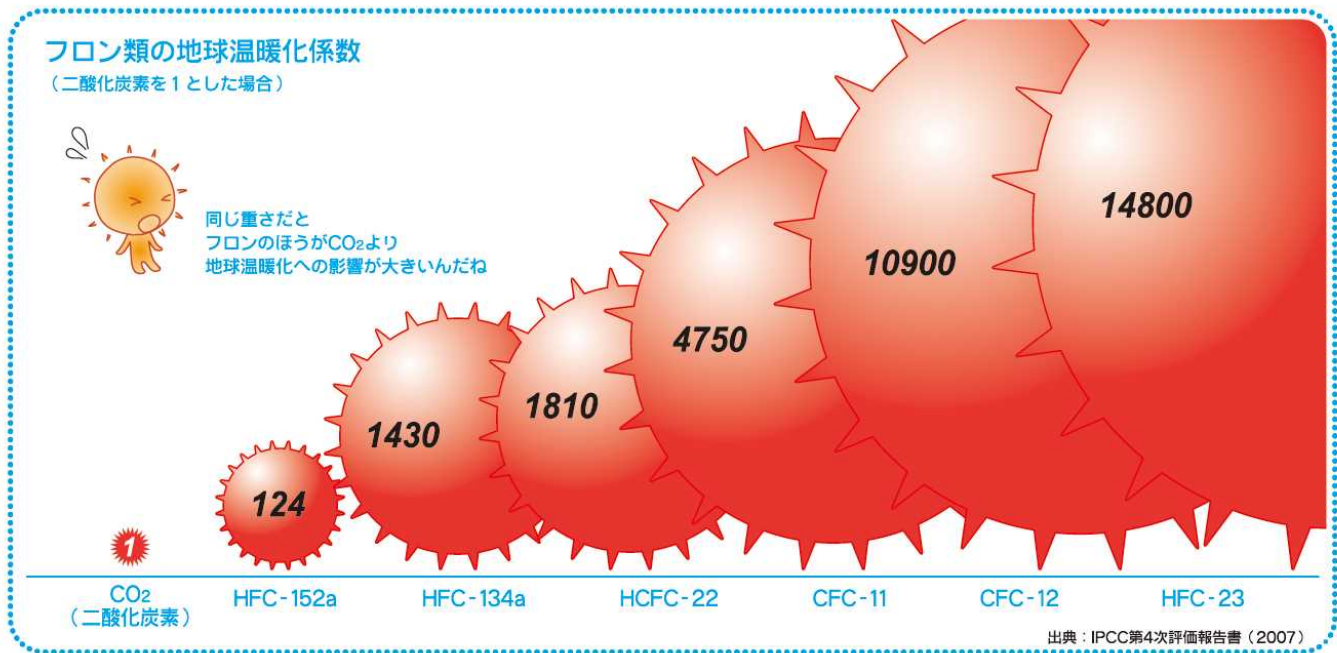


ENVIRONMENT NEWS



（「オゾン層を守ろう 2018」パンフレットより）

- ◆ **特集** フロン排出抑制法の改正とフロン対策の国際展開について
- ◆ **解説①** 動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）の改正
- ◆ **解説②** 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の目標達成とその後の取組
- ◆ **活動報告** 国立公園オフィシャルパートナーシップ第5回締結式（原田大臣）
 セルビア共和国・アルバニア共和国への訪問（城内副大臣）
 原子力防災連携強化に向けた米国訪問（あきもと副大臣）
 復興の加速へ ～クリーンセンターふたばの活用～（菅家政務官）
 「事例から学ぶ ESG 地域金融のあり方」セミナー（勝俣政務官）
- ◆ **コラム** 日傘のススメ～夏の熱ストレスに気をつけて！～

発行： 環境省大臣官房総務課広報室

総合政策課企画評価・政策プロモーション室

フロン排出抑制法の改正とフロン対策の国際展開について

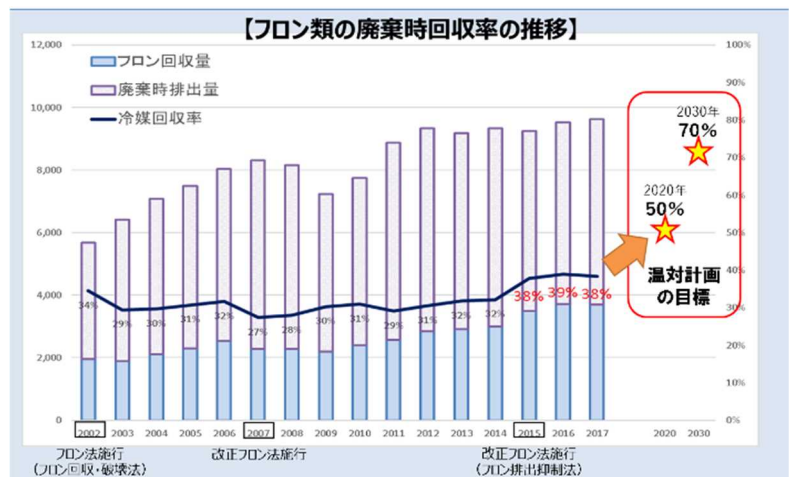
フロンを巡る経緯と現状

フロン類、いわゆる「フロンガス」は、不燃性、化学的に安定、人体に毒性が小さいといった特徴から、「夢の物質」として、エアコンや冷蔵庫などの冷媒をはじめ、断熱材等の発泡剤など、様々な用途に活用されてきました。しかし、1980年代に、フロンがオゾン層を破壊してしまうことがわかり、モントリオール議定書(世界198ヶ国全てが批准)を通じて、こうしたフロン(CFC、HCFC)を「特定フロン」として国際的にその製造・輸入を段階的に廃止する措置が進められました。その結果、最近ではオゾンホールは年々変動による増減はあるものの、回復傾向にあり、2060年代にはオゾン層は1980年レベルに戻ると予測されています。議定書による規制の結果、特定フロンから「代替フロン」と呼ばれるオゾン層を破壊しないタイプのフロン(HFC)に冷媒の転換が図られてきましたが、代替フロンはオゾン層を破壊しない一方で、二酸化炭素の数十倍から一万倍超と非常に高い温室効果をもつため、今度は、温室効果ガスとして、その排出抑制が必要不可欠です。こうした状況の中、2016年にモントリオール議定書が改正され(通称「キガリ改正」)、代替フロンも段階的に製造・輸入を削減することとなりました。キガリ改正は、2019年6月現在、我が国を含む73ヶ国が批准しており、我が国のような先進国は、2036年にはCO₂換算で製造量・消費量(製造+輸入-輸出)ともに基準年(2011~2013年の平均)の85%減にすることが求められます。

フロン排出抑制法改正の背景

我が国のフロン対策に関する法制度は、基本的に2つの法律からなります。1つは、オゾン層保護法(オゾン法)と呼ばれる法律で、同法はモントリオール議定書を国内担保するものです。同法に従い、我が国でも特定フロンの製造・輸入を段階的に減らし、2019年末をもって特定フロンの製造が全廃されます。また、代替フロン(HFC)についても、同法に基づき段階的に製造・輸入量が削減されます。

もう1つの法律が、フロン排出抑制法(フロン法)です。同法は、上流(フロンの製造、フロン使用機器の製造時のノンフロン・低GWP化)から中流(使用時の漏えい)、下流(機器廃棄時のフロン回収、再生又は破壊)までフロンのライフサイクル全体での排出抑制を目的とした法律です。議定書(及びオゾン法)に基づく規制では、製造・輸入されたフロンは基本的に排出されることを想定していますが、フロン法により、使用時の漏えいをできるだけ減らし、また機器廃棄時にフロンを回収して再生又は破壊することで、さらなる大幅な排出抑制が実現しようとするものです(中下流については、業務用冷凍空調機器が対象)。オゾン



層保護の観点としてはもちろん、温暖化対策としても、我が国全体の温室効果ガス排出量は4年連続で減少している一方、代替フロンHFCについては、排出量が増加し続けており、エネルギー分野等の他分野の努力を無駄にしないためにも、対策が急務となっています。

特に、フロン類の廃棄時回収率については、地球温暖化対策計画においても、2020年50%、2030年70%という目標が設定されていますが、2002年にフ



建物解体時にフロン類の回収がされず放置されている業務用エアコン

ロン法が施行されて以来、10年以上も3割程度に低迷し、直近でも4割弱(2017年度38%)にとどまるなど、抜本的な対策が必要な状況でした。今回のフロン法改正は、地球温暖化対策計画における目標実現のため、この廃棄時回収率低迷を打破すべく取り組んだものです。

廃棄時回収率低迷の要因分析

廃棄時にフロン類が廃棄機器から回収されない要因は、大きく分けて①フロン法に違反し、フロン類の回収作業自体が行われていないこと、②回収作業は行われても、回収しきれずに機器内にフロン類が残ってしまうこと、の2種類です。今回、実態調査及び要因分析を行ったところ、現状で6割強に上る未回収分のうち3割強が前者(①)の「回収作業自体が行われていないこと」(特に、建物解体に伴う機器廃棄においてフロン回収作業が行われなかった場合が多い)に起因することが判明しました。このため、今回の法改正では、前者の回収作業が行われるようにする対策を講じたものです。後者(②)については、主にビル用マルチエアコン等の中型空調で生じており、その要因について関係者の意見が現時点で分かれていることから、専門家による技術的な検討を行うこととしています。

フロン法改正のポイント

本改正は、関係事業者の相互連携により機器ユーザーの義務違反によるフロン類の未回収を防止し、機器廃棄時にフロン類の回収作業が確実に実行される仕組みを構築しようとするものです。まず、都道府県による指導監督の実効性向上及びユーザーによる法遵守の徹底のため、これまで間接罰(指導→勧告→命令→罰則)であった機器ユーザーの廃棄時のフロン類引渡義務違反に対して直接罰を導入しました。また、ユーザーによるフロン回収が確認できない機器は、廃棄物・リサイクル業者等が引き取ることを禁止する仕組みを新たに整備しました。また、建物解体に伴

う機器廃棄において特に回収作業が行われていなかったことを踏まえ、解体元請業者から機器ユーザーへの機器の有無の事前説明書面の保存義務を解体元請業者、機器ユーザーの双方に課すなどの解体現場における指導監督の実効性を向上させる措置も盛り込んでいます。

今回の法改正の実効性を上げるためには、現場の御理解を得て、有効な運用を行うことこそが肝要です。円滑な改正法の施行に向け、現在、整備すべき関係法令改正案についてパブリックコメントを実施中です。また、機器ユーザーや、設備業者、解体業者、廃棄物・リサイクル業者といった関係業界の皆様にも業界団体等と連携しながら周知・意見交換を行っていくことが予定されています。また、都道府県に効果的・効率的な指導監督を実施していただけるよう、国においても専門家の派遣の充実、データ解析等で後押ししていきます。

制度・技術の国際展開

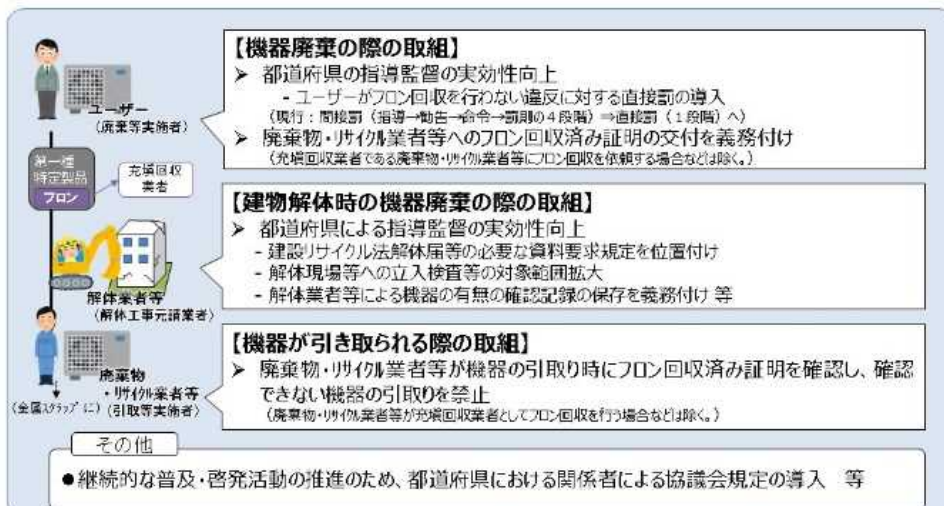
日本には、上流から下流まで、フロンのライフサイクル全体にわたる総合的な排出抑制の仕組みがあります。特に、フロン回収処理の仕組みについて、日本は主要先進国と比較して、既に高度な対策を実施しており、今回の法改正により、世界に類を見ない画期的な仕組みになったといえます。世界全体での代替フロン排出量は、二酸化炭素換算で約9億トン、キガリ改正の効果を見込んだとしても、将来的には約20億トン(日本の温室効果ガス排出量全体の1.5倍)を超えるとも推計されており、我が国だけでなく、世界的に上流から下流までの総合的なフロンの排出抑制対策を進めることが極めて重要です。日本としては、我が

国の先進的な仕組みを世界各国に広げていきたいと考えています。原田大臣からも、様々な機会をとらえて積極的に発信しています。

また、キガリ改正を受けて、途上国を含む世界で、代替フロンからグリーン冷媒や温室効果の低い冷媒(低GWP冷媒)への転換が必要となる中、代替フロンに代わるグリーン冷媒及びそれを活用した機器の開発・導入を進め、日本の優れた冷凍空調技術の国際展開を推進していきます。

改正フロン排出抑制法のポイント

- 機器廃棄時のフロン回収率向上のため、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に実行される仕組みへ。



◆ 解説①

動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）の改正

経緯

2012年に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」は、改正法附則の規定に基づき、施行後5年を目途として必要な見直しを行うこととなっており、特に、①幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制）、②犬猫等へのマイクロチップの装着の義務付け、について、必要な検討を行うこととされていました。

これを踏まえ、動物取扱業のさらなる適正化、動物の不適切な取扱いへの対応の強化を行うため、先の通常国会で改正案が審議され、6月12日に成立しました。

このページでは、今般の改正動物愛護管理法の主な内容をご紹介します。

第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

改正動物愛護管理法では、犬・猫等の動物を販売する場合における対面による情報提供の充実を図るため、その情報提供を行う場所を事業所に限定することとされました。

また、犬や猫を親から早く引き離すと、噛み癖などの行動が出てくる可能性があるとして前回改正法本則で規定された犬猫の販売日齢の規制について、前回改正法附則の規定が削除され、今般の改正動物愛護管理法により出生後56日（8週）を経過しない犬または猫の販売等が制限されることとなりました。これは、欧州の一部等で実施されている規制と同等のものであり、2012年の改正時に検討が求められていた「①幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制）」に対応する規定となっています。

動物の適正飼養のための規制の強化

改正動物愛護管理法では、周辺の生活環境が損なわれている事態が生じていると認められる場合における都道府県知事の権限が拡充され、指導、助言、報告徴収、立入検査の実施について新たに規定されました。

このほか、特定動物（※ワニガメやイリエワニなど、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定められる動物）の愛玩目的での飼養または保管を禁止するなど、特定動物に関する規制が強化されたことに加え、愛護動物の殺傷・虐待・遺棄に対する罰則が引き上げられました。

都道府県等の措置等の拡充

動物愛護管理行政の側面としては、動物愛護管理センターの位置付けを明記しその具体的業務が規定されました。

また、地方公共団体における動物愛護管理担当職員の拡充など、位置付けの明確化が図られました。

マイクロチップの装着等



マイクロチップ以外の
飼い主証明も忘れずに！



今回の法改正では、犬猫等販売業者に対して、犬・猫へのマイクロチップの装着、装着した場合の環境大臣への登録が義務付けられました。

また、一般の飼い主等にもマイクロチップの装着に関する努力義務（マイクロチップを装着した場合には、環境大臣へ登録）が規定されました。

これは、2012年の改正時に検討が求められていた「②犬猫等へのマイクロチップの装着の義務付け」に対応する規定であり、改正動物愛護管理法の目玉の一つとなっています。

改正動物愛護管理法は、マイクロチップの装着義務化など一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。環境省としても、施行に向け必要な準備を引き続きしっかりと進めていきます。

マイクロチップを装着する様子



マイクロチップで
身元が分かる



動物愛護週間ポスターの
デザイン絵画コンクール
今年度最優秀作品（環境大臣賞）

◆ 解説②

「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の目標達成とその後の取組

7月10日、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、使用済みの携帯電話をはじめとする小型家電等から東京2020大会の入賞メダルを製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」について、約5,000個のメダル製造に必要な金属量を集めることができ、納入されたすべての金属の精製が終了したことを発表しました。（回収期間：2017.4.1～2019.3.31）

環境省、小型家電グループの取組

このプロジェクトは「3R」（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、小型家電のリサイクルを促進し、限られた資源の有効利用や廃棄物の適正な処理につながることから、環境省はスタート当時から積極的に推進してきました。このプロジェクトを通じて、全国の9割を超える市区町村が参加するなど、全国津々浦々の国民の皆様が小型家電リサイクルに参加する環境を整えることができました。プロジェクトに参加した全ての方々に御礼申し上げます。

アフターメダルプロジェクト

環境省としては、このプロジェクトの成果を、単にメダルの製造にとどまらず、循環型社会の構築につなげ、さらにはオリンピック・パラリンピックにおけるレガシーとして未来に引き継ぐため、4月から、自治体、認定事業者等と連携した「アフターメダルプロジェクト」を実施しています。

具体的には、まず第一弾として、知的障がい者のスポーツ推進を目的に開催される「スペシャルオリンピックス」と連携した回収を促進するため、自治体に対する回収ボックスの提供等を実施しています。

<環境省、小型家電グループの取組>

取組体制

自治体

- 環境省から全国の自治体に協力を要請し、回収ボックス・ポスター等を配布。小型家電リサイクル制度に基づき実施。
- 1,741市区町村のうち、1,575市区町村が参画（90.5%、人口割合では97%：平成31年3月29日現在）

小型家電リサイクル法に基づく認定事業者

全国54社が参加し、イベント回収、宅配便回収、直接回収

企業等と環境省が連携した体制

- トヨタ自動車株式会社（全国約6,000拠点）
- 郵便局（全国約3,500局）（日本郵便協力）
- 家電量販店（全国2,100拠点）
- 東京メトロ34駅 ・ 全国の商工会（1,500カ所）
- 商工会議所 ・ 盛岡市の全て小・中学校
- 栃木県内の全て小・中学校、高校、特別支援学校



「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト100%達成 感謝イベント」(7月10日、東京2020組織委員会主催)にて

引き続き、追加の回収ボックス提供、広報物品配布、普及イベント開催時の支援等を実施し、自治体や教育機関等とも連携しながら、普及・回収促進イベントの開催等に取り組んでいきます。

取組事例

スペシャルオリンピックスと連携した回収

地域のスポーツ大会等での利用

ショッピングモール、小売店、交通機関、郵便局等での回収促進

教育機関での回収

障がい者などの働き口拡充

取組方法

東京2020大会でのメダルプロジェクトに参加していただいたことを踏まえて、知的障がい者のスポーツ推進を目的に開催されるスペシャルオリンピックスを支援することで、社会的価値を持つリサイクル活動として継続的な取組を図る。

自治体等で開催されるスポーツ大会等のメダル作製の原材料に利用。

多くの市民が集い、生活導線に立地する拠点での回収を促進することで、小型家電リサイクルの認知度を向上させるとともに、効率的な回収を図る。

教育機関で回収したものを教育備品購入の費用などに充てる。

選別、解体処理を障がい者が行うことで地域の障がい者雇用の促進に繋げる。



「スペシャルオリンピックス」と連携した回収の例

◆ 活動報告

国立公園オフィシャルパートナーシップ第5回締結式（環境大臣の原田より）

「国立公園満喫プロジェクト」の推進に当たっては、環境省だけでなく、様々な分野の皆様と連携し、民間の知見やネットワークを活かして、取組を進めることが不可欠です。このため、平成28年11月に、環境省と企業・団体が相互に協力し、日本の国立公園の魅力を国内外に発信する「国立公園オフィシャルパートナーシッププログラム」を立ち上げました。

これまで61の企業・団体とパートナーシップを締結したところですが、7月26日に第5回の締結式を開催し、新たに14の企業・団体（右表の★）にパートナーの仲間入りをさせていただくこととなりました。既に締結いただいている皆様を含め、厚く御礼申し上げます。

「国立公園満喫プロジェクト」の目標年を来年に控え、環境省においては、国際観光旅客税なども活用し、国立公園におけるコンテンツの磨き上げ、多言語対応、インバウンド向けのプロモーションなどの施策を強力に推進してまいります。

人の暮らしと自然がともにある日本の国立公園の価値と魅力を世界中に知っていただき、憧れの旅の目的地としてのブランドを確立できるよう盛り上げていきたいと思っております。



オフィシャルパートナー企業への
締結書手交の様子



第5回の締結企業・団体の皆様と

国立公園オフィシャルパートナー締結企業一覧（業種ごと）

※業種内では締結順、五十音順

| | |
|-------|---|
| 鉄道 | 九州旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、小田急電鉄株式会社、近鉄グループホールディングス株式会社、東京急行電鉄株式会社★ |
| 航空 | 全日本空輸株式会社、日本航空株式会社、成田国際空港株式会社、東京国際空港ターミナル株式会社（羽田空港）、日本空港ビルディング株式会社（羽田空港）、中部国際空港株式会社 |
| 高速道路 | 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 |
| 旅行業 | KNT-CT ホールディングス株式会社、株式会社ジェイティビー、株式会社日本旅行、東武トップツアーズ（株）、株式会社ティ・エ・エス、一般社団法人日本旅行業協会、BOJ株式会社、ANA セールズ株式会社★ |
| ホテル | 一般財団法人休暇村協会株式会社、プリンスホテル、レ・クレドール ジャパン |
| 不動産 | 三井不動産株式会社、三菱地所株式会社 |
| アウトドア | 株式会社モンベル、(株)ヤママップ、株式会社スノーピーク、株式会社 Wonder Wanderers、株式会社 ICI 石井スポーツ、Camping with Soul Japan 株式会社 |
| メディア | 株式会社山と溪谷、エクスポートジャパン（ジャパン・ガイド）、株式会社 All About、東京カメラ部株式会社、株式会社スペースキー、株式会社そとあそび、株式会社 Voyagin、株式会社 MATCHA、株式会社日本国際放送★、大朝朝日放送株式会社★ |
| 銀行 | 株式会社鹿児島銀行、株式会社九州フィナンシャルグループ、株式会社肥後銀行 |
| 物流 | SG ホールディングス株式会社（佐川急便） |
| 飲料 | サントリーホールディングス株式会社 |
| 大学 | 立命館アジア太平洋大学 |
| 映像 | 株式会社アマナ★、ヘループ株式会社★ |
| その他 | シダックス株式会社、非特定営利活動法人 Nature Service、公益社団法人日本アロマ環境協会、日本山岳救助機構合同会社、特定非営利活動法人阿寒観光協会まちづくり推進機構、一般社団法人山陰インバウンド機構、一般社団法人せとうち観光推進機構、株式会社総合サービス、みんなの移住計画、オリンパス株式会社★、一般社団法人四国ツーリズム創造機構★、一般社団法人ナショナルパークツーリズムリーグ★、一般社団法人日本エコツーリズム協会★、一般社団法人日本観光自動車道協会★、一般財団法人 VISIT はちのへ★、フレックス株式会社★、株式会社 wondertrunk&co.★ |

◆ 活動報告

セルビア共和国・アルバニア共和国への訪問（環境副大臣の城内より）

7月22日から27日の日程で、東南ヨーロッパのバルカン半島西部に位置するセルビア共和国、アルバニア共和国を訪問しました。両国は、EUへの加盟を目指しており、その要件を満たすために様々な環境分野の取組を進めようとしています。

セルビアではプッチ大統領、トリバン環境保護大臣らと、アルバニアではクロシ観光・環境大臣、バルクインフラ・エネルギー大臣らと会談し、大気汚染や水質汚濁、下水処理、廃棄物管理、国立公園の保護・利用を始めとして、環境政策全般等について意見交換を行いました。

また、セルビアのベオグラード市郊外にある廃棄物の埋立処分場や、アルバニアのディヴィアカ・カラヴァスタ国立公園の視察なども行いました。

我が国は、大気汚染や水質汚濁といった課題に直面し、乗り越えてきた

経験やノウハウ・技術があります。これらは、セルビア・アルバニア両国にとっても、参考になるものと考えています。両国との連携強化を図り、引き続き、地球規模での環境保全に貢献していきたいと思っております。



セルビア：プッチ大統領



セルビア：トリバン環境保護大臣



アルバニア：クロシ観光・環境大臣



アルバニア：バルクインフラ・エネルギー大臣

原子力防災連携強化に向けた米国訪問（環境副大臣/内閣府副大臣のあきもとより）

7月22日から25日の日程で、原子力防災担当の内閣府副大臣として米国を訪問しました。ワシントンDCにおいて、連邦緊急事態管理庁（FEMA）マイケル・ケイシー部長、原子力規制委員会（NRC）アニー・カプート委員、及びエネルギー省国家核安全保障局（DOE/NNSA）デービッド・フィゼンガ副長官代行と会談を行いました。それぞれの会談では、風評被害対策やリスクコミュニケーションにおける課題について意見交換などを行いました。FEMAでは、原子力発電所の許認可におけるオフサイトの避難計画の審査・承認の体制について、NRCでは、科学的根拠に基づいた規制と情報発信の説明を受けました。また、原子力事故対応の豊富な経験を有するDOE/NNSAからは、専門家派遣や住民説明など具体的な事例を伺うことができました。

さらに、ニューヨーク市近郊に立地するインディアン・ポイント原子力発電所の周辺視察を行いました。今回視察した発電所は、FEMAが避難計画を承認しており、アメリカの人口密集地域における原子力防災体制、避難計画について理解を深めました。大都市の近隣でありながら、十分に広い道路が整備された様子や、自治体の危機管理センターでは平時から交通管制等を行い、避難時の渋滞対策に備えている点などが印象的でした。

今後も、原子力防災についてさらなる国際協力を行うべく、各国や自治体との関係構築に努めてまいります。



FEMAとの会談



NRCとの会談



DOE/NNSAとの会談



インディアン・ポイント原子力発電所

◆ 活動報告

復興の加速へ ～クリーンセンターふたばの活用～（環境大臣政務官の菅家より）

福島県内では、双葉郡の住民の生活や、特定復興再生拠点区域の整備事業から生じる廃棄物等の処分先の確保が課題となっていました。

このような中で、双葉郡の復興を加速化するため、双葉地方広域市町村圏組合が所有する廃棄物の管理型最終処分場である「クリーンセンターふたば」の活用方法について、立地町である大熊町をはじめとする双葉郡 8 町村、双葉地方広域市町村圏組合、福島県及び国の間で協議を進めてきました。

この度、8月5日に、「クリーンセンターふたば」を、地域住民の生活や国の事業から生じる廃棄物の最終処分場として活用すること等について、双葉地方広域市町村圏組合、福島県及び環境省の間で合意し、基本協定を締結いたしました。関係者の皆様のこれまでのご尽力に心から敬意を表するとともに、環境省として、双葉郡の復興に向けてしっかりと取り組んでまいります。



関係者会議の様子



協定締結の趣旨説明



基本協定書披露

「事例から学ぶ ESG 地域金融のあり方」セミナー（環境大臣政務官の勝俣より）

最近、ESG（環境・社会・ガバナンス）金融は新聞紙面を賑わせており、目にする機会も増えてきているのではないのでしょうか。環境省では、総合環境政策統括官グループの環境経済課が ESG 金融の推進を担っています。

地域における ESG 金融を推進すべく、環境省では、主に金融機関を対象に ESG 金融に関するセミナーを全国数か所で開催中です。セミナーでは、本年3月に ESG 地域金融の先行事例を紹介しながらとりまとめた「事例から学ぶ ESG 地域金融のあり方」を題材に、参加者と対話する時間も設けています。

このたび、7月9日に静岡で、7月24日に仙台で開催したセミナーに参加しました。私から開会挨拶をさせていただき、パネルディスカッションにパネリストとしても参加しました。環境と成長の好循環が広がりつつある中で、有識者による講演や、パネルディスカッションでのパネリストの皆様からのコメントが、地域のヒト・モノ・カネのハブである全国各地の地域金融機関の皆さまにとって、地域の持続可能性向上に向けて、ESG 課題を掘り起こし、目利き力を向上していただくための良いきっかけになればと思います。引き続き、ESG 地域金融の推進に向け、積極的な働きかけを行ってまいります。



7月9日セミナー（静岡）での開会挨拶



7月9日セミナー（静岡）での
パネルディスカッション



7月24日セミナー（仙台）での
パネルディスカッション

日傘のススメ～夏の熱ストレスに気をつけて！～

厳しい暑さが続いています。環境省では、熱中症発症者数の増加が見込まれる初夏から夏季を中心に、夏の熱ストレスを一人ひとりの工夫で低減できる暑さ対策として、暑さ指数の低減効果が比較的高い「日傘」の活用を推進しています。民間や自治体との連携もスタート！

■ 日本百貨店協会等との連携

日本百貨店協会（会員数：79社 201店舗）、日本洋傘振興協議会等と連携し、「日傘の活用推進」と熱中症対策の促進に向けた呼びかけを実施しています。

■ 晴雨兼用傘シェアリングサービス

環境省と官民一体で取り組む、熱中症予防を目的とした「熱中症予防声かけプロジェクト」と、ビニール傘廃棄問題に着目し雨傘のシェアリングサービス（アイカサ）を進めている（株）Nature Innovation Group との連携が実現！ 東京都渋谷区、台東区賛同の下、同プロジェクトのロゴマーク、マスコットキャラクターがデザインされた晴雨兼用傘を、渋谷区全 58 箇所、台東区全 41 箇所にて順次配備しています。



「エコライフ・フェア 2019」（2019.6.1 代々木公園）のトークショーにて、原田大臣と環境省省エネ住宅推進大使である壇蜜さんが日傘を PR

ENVIRONMENT NEWS

2019年8月号（令和元年8月7日発行）

表紙図：

フロン類の地球温暖化係数

（「オゾン層を守ろう 2018」パンフレットより）

夏の熱ストレスに気をつけて！

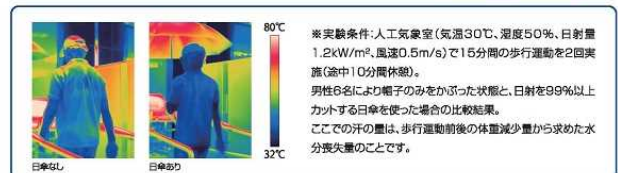
日差しが強い屋外で、健康的に活動するためには、汗をかいて身体を冷やす必要があります。



汗は血液から作られるため、汗をたくさんかけば血液が少なくなり、体調をくずす場合があります。

日傘を使って強い日差し

から体を守ると、汗の量が約**17%**減る*ことが分かりました。



環境省熱中症予防情報サイト
全国の暑さ指数の多言語・実況値

環境省
Ministry of the Environment

COOL CHOICE

日傘の暑さ対策効果の情報
A-PLAT
選定傘データベース



晴雨兼用傘シェアリングサービスで使用する傘のデザイン

【印刷・発行】

環境省

大臣官房総務課広報室

大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室

〒100-8975

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館

代表：03-3581-3351